

フォークリフト運転技能講習 受講区分

受講の免除分類	講習時間	受講区分		免除科目	申込に必要な添付書類
□道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許(カタビラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。)を有する者	11	2- (一部免除)	(1)	走行に関する知識 4時間 走行の操作 20時間	「大型特殊免許証の写し」
□上項の大型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許(カタビラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。)を有し、かつ、三月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者			(2)		「大型自動車免許証、普通自動車免許証若しくは大型特殊自動車免許証(カタビラ限定)の写し」及び「実務経歴証明書」, 「特別教育修了証の写し」
□道路交通法第八十四条第三項の大型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタビラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。)を有する者	31		(3)	走行に関する知識 4時間	「大型自動車免許証、普通自動車免許証若しくは大型特殊自動車免許証(カタビラ限定)の写し」